

はじめに



川崎市の人口は現在145万人と年々増加傾向にあります。その内18歳未満の子どもは約22万3千人と、人口の15%を占めており、このことは川崎市の未来を担う子どもたちに大きな役割と期待が寄せられています。

しかし、一方では子どもたちや子育てをめぐる環境を考えますと、いじめ問題や児童虐待など子どもが置かれている状況は憂慮すべき問題があります。子どもたちが家庭や学校、地域で安心して生活し、自分らしく、いきいきと心豊かに過ごすためには、子どもがすこやかに成長し、立派な社会人となるよう私たちおとなの責任がたいへん大きいものと考えております。

川崎市が全国に先駆けて制定いたしました「川崎市子どもの権利に関する条例」は、2001(平成13)年4月に施行してから本年で13年となりました。これまで子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するため行動計画を策定し、子どもの権利に関する様々な施策に取り組んで参りました。

第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画では、これまでの取組の中での課題や社会情勢を踏まえ、特に重点的に取り組む必要があるものとしまして、「子どもの権利の理解を広める取組」「子どもを権利侵害から守る取組」「居場所を失った子どもへの支援の取組」を重点施策と位置付けました。これらの取組につきましては、新たに「(仮)子どもの権利施策連携会議」を府内に設置し、全市を挙げ解決に向けた取組を進めていきたいと考えております。

川崎市では子どもが一人の人間として尊重され、子どもの笑顔のあふれるまち、子どもが自分らしくいきいきと豊かに暮らせるまちをめざし本計画の推進に取り組んで参ります。

行動計画の推進にあたり、皆様の御理解、御協力を心からお願い申し上げます。

2014(平成26)年3月

川崎市長 福田 紀彦